

消費税の適正な転嫁を！

消費税率が8%になりました。政府は、消費税が円滑かつ適正に転嫁され支払われるよう、「消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」を施行し、事業者間における消費税の支払いを徹底する措置を講じています。

消費税の支払い拒否、単価が同じなら厳しい指導！

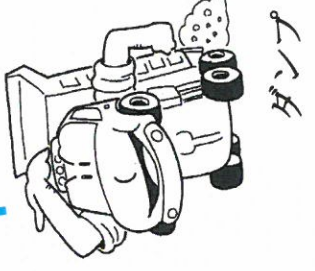


勧告を受ける
勧告と同時に公表

公正取引委員会
課徴金・売上金1%



転嫁拒否すれば
禁止行為 減額、報復行為
減額とは、消費税相当分を支払わない行為
報復行為とは、取引停止、不利益な取扱い



勧告に従わない場合、独占禁止法の優越的地位の濫用の適用を受ける（独占禁止法20の6）

5 → 8 → 10 消費税請求『今でしょ！』



今までの単価 消費税込



軽油代！
修理代！

消費税は「外税方式」で請求しよう

建設業委員会 御中

消費税の適正な転嫁および支払いについての要請書

立春の候、貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

すでにご承知のように消費税率が本年4月1日から8%になりました。

政府は、消費税が円滑かつ適正に転嫁され支払われるよう、昨年10月に「消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」を施行し、すべての業界で事業者間における消費税の支払いを徹底する措置を講じています。

特別措置法では、減額・買いたたき(消費税相当分を支払わない)の行為を禁じ、転嫁拒否行為があった場合は、公正取引委員会による必要な措置(勧告)、名称等の公表となり、課徴金を受ける場合もあります。

つきましては、法令遵守の立場から4月1日以降は消費税8%を「外税方式」で適正に支払っていただきますようお願いいたします。

2014年6月吉日

四国ダンプ協議会

消費税相談センター

専用ダイヤル

0570-200-123

受付時間平日 9:00～17:00

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

政府相談窓口



発行者

建交労徳島ダンプ支部

〒770-8001

徳島市津田海岸町8-27

TEL 088-663-2500

FAX 088-663-7706

生活を守ろう

4月1日以降で、消費税がもたらえているか調査しています。

アンケートは、ダンプキャラバン等で活用します。



アンケートハガキにご協力下さい